

別表第1

番号	メニュー名	補助率	補助対象事業者					
			乗合	貸切	タクシー	公共	日本版	レンタカー
			○	○	○	○	○	○
B1	ノンステップバス	1／4又は通常車両価格※1との差額の1／2のいずれか少ない額※2	○					
B2	リフト付きバス	1／4又は通常車両価格※3との差額の1／2のいずれか少ない額	○					
B3	エレベーター付きバス		○					
B4	ユニバーサルデザインタクシー（レベル1）	1／3※4			○			
B5	ユニバーサルデザインタクシー（レベル準1）	1／3※5			○			
B6	福祉タクシー（リフト付き）	1／3※6			○			
B7	福祉タクシー（スロープ付き）	1／3※7			○			
B8	障害者用ICカード	1/3	○					
B9	バスターミナルの移動円滑化、待合・乗継環境の向上、情報提供		○					
B10	タクシー乗り場の移動円滑化、待合・乗継環境の向上、情報提供				○			

※1 通常車両価格は以下のとおりとする。

車両長7m未満 1,340万円

車両長7m以上9m未満 1,540万円

車両長9m以上 1,880万円

ただし、初年度登録年月から5年を超えた車両の購入補助に関する通常車両価格は、上記にかかわらず0円とする。

なお、上記の価格を通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

※2 1両あたりの補助上限額は140万円とする。

※3 通常車両価格はリフト又はエレベーターを取り付けない同型車両の価格とする。

※4 1両あたりの補助上限額は60万円とする。

※5 1両あたりの補助上限額は40万円とする。

※6 1両あたりの補助上限額は80万円とする。

※7 1両あたりの補助上限額は60万円とする。

●補助対象経費について特に定める事項

①B1 ノンステップバス

- ・車両本体の補助対象経費は、国土交通省がノンステップバス車両本体の値引額に係る実態調査を行った上で決定する基準値引率（12.48%）を用いて算定します。
- ・車両本体のほか、以下に掲げる装備も補助対象経費に含めることができます。
 - a ノンステップバス標準仕様装備

- b ニーリング、アイドリングストップ、オートマチック装置
 - c A B S 装置
 - d 車椅子固定装置、床の滑止め加工
 - e 運賃箱
 - f 両替機
 - g 整理券発行機
 - h カードリーダー、ライター（IC カード対応のものは除く）
 - i 運賃表示器
 - j 行き先表示器
 - k 停留所名表示器
 - l 放送装置
 - m 集中操作盤
 - n バックカメラ・バックカメラ専用モニター
 - o 乗降中表示灯
 - p 通路セフティランプ
 - q 間接確認装置
 - r 急停車注意灯
 - s ボディー塗装（広告用の塗装を除く）
 - t 側・後窓着色ガラス
 - u 100V コンセント又は USB
- ・中古車両を導入する場合は、車両の修理及び整備にかかる費用が補助対象外とします。
 - ・同一車両を複数台導入する場合は、1台あたりの金額を算出し、千円未満の端数を切り捨てた後に、導入車両数を乗算して算定します。

②B2・B3 リフト付きバス・エレベーター付きバス

- ・車両本体のほか、リフト又はエレベーターの設置費及び以下に掲げる装備も補助対象経費に含めることができます。

- a ノンステップバス標準仕様装備
- b ニーリング、アイドリングストップ、オートマチック装置
- c A B S装置
- d 車椅子固定装置、床の滑止め加工

③B4～B7 ユニバーサルデザインタクシー及び福祉タクシー

- ・補助対象は車両本体及びリフト又はスロープの設置費に限ります。
- ・補助対象は新車に限ります。

④B9・B10 バスターミナル及びタクシー乗り場の移動円滑化、待合・乗継環境の向上、情報提供

- ・補助対象となる施設等は、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」(平成18年12月15日国土交通省令第111号、以下省令という。)に規定された基準に適合するために行う整備に要する経費とし、表-3のとおりとします。

表-3

補助対象経費の区分		補助対象となる施設等
バスターミナル、 タクシー乗り場の 移動等円滑化に要 する経費	段差の解消	傾斜路、エレベーター等
	誘導用ブロックの整備	視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック・点状ブロック）、音声誘導装置
	障害者対応型便所の設置	高齢者、障害者等対応型便所
	その他	上記の他、省令に規定されている設備及び地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するものとして大臣が特に認めるもの

バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費	待合施設	待合所、バス停留所上屋及びベンチ等
	ホームページ制作	乗継ぎ・時刻表・運賃検索サイト及びバリアフリー対応情報提供サイト等のホームページ
	その他	上記の他、省令に規定されている設備及び地域公共交通確保維持改善事業の目的の達成に資するものとして大臣が特に認めるもの

注) 旅客施設の新設に要する経費及び故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理・代替更新のみに要する経費は補助対象としません。

別表第2

交通DX・GXによる経営改善支援事業						
番号	メニュー名	補助率	補助対象事業者			
			乗合	貸切	タクシー	公共
D1	運行管理支援システム	1/2	○	○	○	○
D2	乗務日報自動作成システム		○	○	○	○
D3	車両動態管理システム		○	○	○	○
D4	各種申請書類の作成支援システム		○	○	○	○
D5	運行計画（ダイヤ・運行系統図等）作成支援システム		○	○	○	○
D6	ODデータ・乗降人数等自動集計システム		○	○	○	○
D7	売上・利用者動向分析システム		○	○	○	○
D8	事故情報管理システム		○	○	○	○
D9	車検・定期点検・整備管理システム		○	○	○	○
D10	乗務シフト自動作成システム		○	○	○	○
D11	勤怠管理システム		○	○	○	○
D12	営業所・乗務員管理システム		○	○	○	○
D13	売上集計・記録システム		○	○	○	○
D14	会計管理用事務処理系システム		○	○	○	○
D15	車内空間を活用したデジタル広告		○	○	○	○
D16	コールセンターシステム		○	○	○	○
D17	スマートフォン等モバイル端末を使った集客に繋がる仕組み		○	○	○	○
D18	デジタルを活用した利用者へのPRや意見収集		○	○	○	○
D19	混雑状況提供システム		○	○	○	○
D20	スマートバス停		○			
D21	車内乗客への遠隔案内システム		○	○	○	○
D22	配車アプリ			○	○	○
D23	乗務日報自動作成ソフト		○	○	○	○
D24	輸送実績報告書等帳票自動作成システム		○	○	○	○
D25	クレジット決済機器	1/3	○	○	○	○
D26	交通系IC決済機器		○	○	○	○
D27	二次元コード決済機器		○	○	○	○
D28	その他のキャッシュレス決済機器		○	○	○	○
D29	その他のDXに資するシステム等	1/2	○	○	○	○
D30	調査等		○	○	○	○
D31	エネルギー管理システム		○	○	○	○

別表第3

番号	メニュー名	補助率	人材確保支援事業					
			補助対象事業者					
			乗合	貸切	タクシー	公共	日本版	レンタカー
H1	二種免許取得のための教習	1/2又は1/3※	○	○	○			
H2	二種免許取得のための受験資格特例教習		○	○	○			
H3	人材確保イベントの参加・開催		○	○	○	○	○	
H4	その他、人材確保のためのPR		○	○	○	○	○	
H5	UD研修の受講				○			
H6	観光ドライバー認定講習の受講				○			
H7	子育てタクシードライバー研修の受講				○			
H8	運転手実技講習の受講		○	○	○	○	○	
H9	その他運転手向け研修の受講（法定研修を除く）		○	○	○	○	○	
H10	自社で実施する研修等の開催		○	○	○	○	○	

※ 運転者職場環境良好度認証制度による一つ星の認証を受けている者の補助率は1／3とし、二つ星又は三つ星の認証を受けている者の補助率は1／2とする。

●補助対象経費について特に定める事項

①H1・H2 二種免許教習・特例教習

- ・教習を受けるために自動車教習所に支払う費用を補助対象経費とします。
- ・いわゆる合宿免許教習については、通学による教習費用と同額までを補助対象経費とすることができる。宿泊施設や食事等に複数のプランがある場合は最も廉価なものを補助対象とします。

②H4 人材確保のための PR

- ・補助対象の始期以降に更新された契約に基づく求人広告等の掲載費用も補助対象とします。

別表第4

番号	メニュー名	補助率	交通サービス利便向上促進事業					
			乗合	貸切	タクシー	公共	日本版	レンタカー
I1	リフト付きバス	1／4 又は通常車両価格※1との差額の1／2のいずれか少ない額	1/3	○				
I2	連節バス			○				
I3	P T P S車載器等			○				
I4	BRTの停留施設の整備			○				
I5	サイクルバス			○	○			
I6	水陸両用バス			○	○			
I7	オープントップバス			○	○			
I8	上記以外のバス（例：レストランバス 仮想現実等の車内でエンターテインメントを提供する車両等）			○	○			
I9	ジャンボタクシー	1／3※2	1/3			○		
I10	多言語案内用タブレット			○	○	○	○	○
I11	多言語翻訳システム機器			○	○	○	○	○
I12	多言語案内サイネージの導入			○	○	○	○	○
I13	ホームページの多言語表記			○	○	○	○	○
I14	多言語研修の実施			○	○	○	○	○
I15	多言語バスロケーションシステムの導入			○		○		
I16	その他の多言語化に関する取組			○	○	○	○	○
I17	日本の交通ルール説明用多言語パンフレット等作成							
I18	訪日外国人旅行者運転中ステッカー作成							○
I19	訪日外国人旅行者ドライブ支援アプリ開発							○
I20	無料公衆無線L A N（無料W i -F i）	1/2	1/2	○	○	○	○	
I21	クレジット決済機器			○		○	○	○
I22	交通系I C決済機器			○		○	○	○
I23	二次元コード決済機器			○		○	○	○
I24	その他のキャッシュレス決済機器			○		○	○	
I25	E T C読み取り機・プリンターの導入	1/3	1/3					○
I26	情報端末への電源供給機器			○	○	○	○	○
I27	非常用電源装置			○	○	○	○	○
I28	バス車両又はバスターミナルのトイレの洋式化			○	○			

※1 通常車両価格はリフトを取り付けない同型車両の価格とする。

※2 1両あたりの補助上限額は60万円とする。

●補助対象経費について特に定める事項

①I2～I4 BRT 車両及びシステム

- ・連節ノンステップバスの導入及びこれと一体的に整備する停留所施設（停留所標識、上屋、風除け、ベンチ、情報提供システム等）、公共車両優先システム（P T P S）車載器及びバス車内の乗継情報提供システムの整備等に要する経費となります。

なお、以下の経費については補助対象外となります。

- ・車両の整備や維持のための設備の導入経費
- ・補助対象事業者以外が行う道路の改造経費

②I5 サイクルバス

- ・自転車を解体せずに乗車することができ、利用者への応対が多言語で対応している車両の導入・改造等に要する経費及び旅客施設において自転車を移動させるためのスロープの設置等に要する経費を補助対象とします（設計費、販促物作成費、多言語ウェブサイト作成費、翻訳費を含む）。

③I6～I7 水陸両用バス及びオープントップバス

- ・バス車両の導入・改造等に要する経費を補助対象とします（設計費、販促物作成費、多言語ウェブサイト作成費、翻訳費を含む）。

④I8 上記以外のバス

- ・移動そのものが楽しめるバス車両が補助対象となる。なお、以下の経費については補助対象外となります。
- ・車両の整備や維持のための設備の導入経費

⑤I9 ジャンボタクシー

- ・補助対象は新車に限ります。

別表第5

番号	メニュー名	補助率	補助対象事業者					
			乗合	貸切	タクシー	公共	日本版	レンタカー
G1	二次交通への円滑なアクセスに資する乗場の設置	1/3	○	○	○	○	○	○
G2	二次交通への円滑なアクセスを目的とした乗場環境の整備・改善		○	○	○	○	○	○
G3	WEBカメラの設置・導入		○	○	○	○	○	○
G4	サイネージの設置・導入		○	○	○	○	○	○
G5	二次交通への円滑なアクセスに資する乗場環境の整備・改善のためのその他機器の設置・導入		○	○	○	○	○	○

●補助対象経費

①G1 二次交通への円滑なアクセスに資する乗場の設置

- ・新たな乗場の設置に要した費用を補助対象経費とする。
- ・新たな乗場の設置とは、新たな乗場を設定し乗車ポイント標柱を設置する場合を含む。
- ・1つの乗場につき、補助対象経費の上限は1,000万円とする。

②G2 二次交通への円滑なアクセスを目的とした乗場環境の整備・改善

- ・既存の乗場の移設に要した費用、既存の乗場の区画を整理するために要した費用（路面のラインの引き直し等を含む）、既存の乗場に上屋・ベンチ等を設置したままそれらを修繕するために要した費用を補助対象経費とし、1つの乗場につき補助対象経費の上限は1,000万円とする。

③G3 WEBカメラの設置・導入

- ・タクシープールの車両の状況、タクシー乗場における乗客の待ち列の状況、タクシー乗場の配車状況等を確認するためのWEBカメラ及びその設置のための機器や器具（ルーター機器や無線LAN機器を含む）、WEBカメラの映像を映すためのモニターの購入に要した費用を補助対象経費とする。
- ・WEBカメラ及びモニターの設置工事のために要した費用を補助対象経費とする。
- ・WEBカメラの購入に要する費用は1台につき50万円を限度とする。ただし、設置のための機器や器具の購入に要した費用は含まない。
- ・モニターの購入に要する費用は1台につき50万円を限度とする。ただし、設置のための機器や器具の購入に要した費用は含まない。

④G4 サイネージの設置・導入

- ・乗場の混雑状況を表示するためのデジタルサイネージの購入に要した費用及び設置工事に要した費用を補助対象経費とする。
- ・モニターの購入に要する費用は1台につき50万円を限度とする。ただし、設置のための機器や器具の購入に要した費用は含まない。

⑤G5 二次交通への円滑なアクセスに資する乗場環境の整備・改善のためのその他機器の設置・導入

- ・乗場の標識及び乗場案内看板（デジタルサイネージを含む）等の購入及び設置に要した費用を補助対象経費とする。
- ・既存の乗車における乗車標識の修繕及び移設、既設の乗場案内看板（デジタルサイネージを含む）の移設に要した費用を補助対象経費とする。

別表第6

観光二次交通高度化事業						
番号	メニュー名	補助率	補助対象事業者			
			乗合	貸切	タクシー	公共
R1	車両導入（購入・リース）	2/3				○ ○
R2	配車管理システムの構築・導入に係る諸費用					○ ○
R3	車体標示の導入					○ ○
R4	ドライブレコーダーの設置・導入					○ ○
R5	他の運行に必要な装備の導入等					○ ○
R6	多言語対応機能等の端末の構築・導入に係る諸費用					○ ○
R7	公共・日本版ライドシェア導入時における運転者募集					○ ○

※車両を購入する場合は4両を上限とする。また、車両の持ち込みによる運用を基本とし、車両の購入は持ち込みが困難である等やむを得ない場合に限る。